

改正

平成27年3月18日条例第4号  
平成30年6月22日条例第24号  
令和元年6月21日条例第5号  
令和5年3月20日条例第5号  
令和6年3月18日条例第18号

根室市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、根室市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員及び任期等)

第4条 委員は、教育、保育、子ども・子育て支援事業等の関係者の中から市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は会長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 子ども・子育て会議の委員には、根室市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年根室市条例第42号）の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(委員以外の者の出席)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月18日条例第4号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月22日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の根室市子ども・子育て会議条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月21日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の根室市子ども・子育て会議条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月20日条例第5号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月18日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。